

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年6月12日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人さらんネット

(2) 代表者の氏名

大前 皓生

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区大枝西新林町六丁目11番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都の嵯峨野・嵐山地域を愛する市民と観光に訪れる日本国民及び外国人に対して、地域の交通安全と環境の保全、これらを柱としたまちづくりの推進を図るために、講演会及び交流会及び調査研究に関する事業を行い、調査研究の結果を提言として発表し、人と自然との共生に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月1日

(文化市民局地域自治推進室)